

古物営業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月27日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

### 香川県公安委員会規則第6号

古物営業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(古物営業法施行細則の一部改正)

第1条 古物営業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第2条 削除</u></p> <p>(指示の手続)</p> <p>第9条 法第23条第1項又は第2項の規定による指示は、別記様式第7号の指示書により行うものとする。</p> <p>(営業の停止等の手続)</p> <p>第10条 法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しは別記様式第2号の古物営業許可取消通知書により、同項又は同条第2項の規定による古物営業の全部又は一部の停止命令は別記様式第8号の古物営業停止命令書により行うものとする。</p>	<p><u>(申請書及び届出書の提出部数)</u></p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する許可申請書、法第7条第1項及び第2項、法第10条の2第1項及び第2項、施行規則第19条の9第2項並びに施行規則第19条の13第1項に規定する届出書、施行規則第4条第1項に規定する再交付申請書、施行規則第5条第6項に規定する書換申請書並びに施行規則第19条の4第1項及び施行規則第19条の11第1項に規定する認定申請書の提出部数は、すべて1通とする。</p> <p>(指示の手続)</p> <p>第9条 法第23条の規定による指示は、別記様式第7号の指示書により行うものとする。</p> <p>(営業の停止等の手続)</p> <p>第10条 法第24条の規定による古物営業の許可の取消し又は古物営業の全部若しくは一部の停止命令は、別記様式第2号の古物営業許可取消通知書又は別記様式第8号の古物営業停止命令書により行うものとする。</p>

別記様式第2号(第4条、第10条関係)

古物営業許可取消通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法 第6条第1項  
第6条第2項  
第24条第1項の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

許可年月日、許可証番号及び許可の種類

取消しの理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第4条、第10条関係)

古物営業許可取消通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法 第6条第1項  
第6条第2項の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。  
第24条

許可年月日、許可証番号及び許可の種類

取消しの理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第9条関係）

指示書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法<sup>第23条第1項</sup><sub>第23条第2項</sub>の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

指示の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第9条関係）

指示書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法<sup>第23条</sup>の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

指示の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第10条関係)

古物営業停止命令書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法第24条第1項の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。  
第24条第2項

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から 年 月 日までの 日間

停止の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第10条関係)

古物営業停止命令書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から 年 月 日までの 日間

停止の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	
1～11 略					1～11 略					
12 古物営業法 (昭和24年法律第108号)	第3条	略			12 古物営業法 (昭和24年法律第108号)	第3条第1項及び第2項	略			
	第5条第2項～第6条第2項 略					第5条第2項～第6条第2項 略				
	第7条第1項及び第2項	略				第7条第1項及び第2項	略			
	第7条第5項	略				第7条第2項	古物営業の変更に係る他の都道府県公安委員会への通知		○	
	第8条第1項及び第3項～第8条の2第2項 略					第7条第4項		略		
	第10条第1項及び第3項	略				第8条第1項及び第3項～第8条の2第2項 略				
	第10条の2第1項～第21条の6第1項 略					第10条第1項及び第2項	略			
	第23条第1項及び第2項	略				第10条の2第1項～第21条の6第1項 略				
	第24条第1項及び第2項	略				第23条	略			
	第25条第1項・第25条第2項 略					第24条	略			
					第25条第1項・第25条第2項 略					

	第26条	略		
	第27条第1項	国家公安委員会への報告		○
	第27条第2項	他の都道府県公安委員会への通報		○
(1) 古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)	附則第3条第3項	古物営業の許可証の交付		○
(2) 略				
(3) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則(令和2年国家公安委員会規則第1号)	附則第3条第4項	主たる営業所等の届出の受理		○
(4)・(5) 略				
13~101 略				
備考 略				

	第27条	略		
(1) 古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)	附則第2条第1項	主たる営業所等の届出の受理		○
	附則第2条第2項	主たる営業所等の届出に係る他の都道府県公安委員会への通知		○
(2) 略				
(3)・(4) 略				
13~101 略				
備考 略				

附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。